

1 事業計画書

(1) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

ア 農業共済事業

共済目的		項目	区域内の概数 (A)	前年度引受実績	本年度引受計画 (B)	本年度引受率 (B)/(A) %	備考	
		組合員数		71,948 戸	71,138 戸			
農作物共済	水稻	一筆	3,000,000	210,977 ^a	— ^a	0.0%	今年度引受より廃止	
		品質		309	400	0.01		
		全相殺		5,454	7,700	0.3		
		半相殺		221,340	280,500	9.4		
		地域インデックス		1,150,380	1,459,000	48.6		
	計		3,000,000	1,588,460	1,747,600	58.3		
	陸稲		—	—	—	—		
	麦	一筆	605,000	0	—	—	—	今年度引受より廃止
		災害収入		86,657	113,000	18.7		
		全相殺		6,280	7,000	1.2		
		半相殺		42,864	32,000	5.3		
		地域インデックス		158,805	141,000	23.3		
	計		605,000	294,606	293,000	48.4		
	農作物共済合計		3,605,000	1,883,066	2,040,600	56.6		
家畜共済	死亡廃用	搾乳牛	6,260 ^頭	5,371 ^頭	5,180 ^頭	82.8%		
		繁殖用雌牛	2,100	884	860	41.0		
		育成乳牛	1,940	3,065	2,950	152.1		
		育成・肥育牛	17,280	8,270	8,080	46.8		
		繁殖用雌馬	5	—	—	0.0		
		育成・肥育馬	3	—	—	0.0		
		種豚	6,870	227	220	3.2		
	肉豚	67,500	1,452	1,410	2.1			
	計		101,958	19,269	18,700	18.3		
	疾病傷害	乳用牛	8,000 ^頭	6,441 ^頭	6,240 ^頭	78.0%		
		肉用牛	19,380	1,918	1,790	9.2		
		一般馬	8	—	—	0.0		
		種豚	6,870	212	210	3.1		
	計		34,258	8,571	8,240	24.1		
果樹共済	なし	半相殺・短縮	32,200 ^a	4,784 ^a	6,400 ^a	19.9%		
		樹園地・短縮		—	—	0.0	今年度引受より廃止	
	計		32,200	4,784	6,400	19.9		
	ぶどう	半相殺・短縮	15,600	608	1,040	6.7		
		半相殺・ひょう害		204	—	0.0	今年度引受より廃止	
		樹園地・短縮		54	—	0.0	今年度引受より廃止	
	計		15,600	866	1,040	6.7		
果樹共済合計		47,800	5,650	7,440	15.6			

共済目的		項目	区域内の概数 (A)	前年度引受実績	本年度引受計画 (B)	本年度引受率 (B)/(A) %	備考
畑作物共済	スイートコーン		60,400 ^a	605 ^a	730 ^a	1.2%	
	大豆	一筆	61,900	5,212	—	0.0	今年度引受より廃止
		全相殺		13,840	20,900	33.8	
	計		61,900	19,052	20,900	33.8	
	茶	半相殺	59,500	840	1,000	1.7	
		災害収入		—	—	0.0	
	計		59,500	840	1,000	1.7	
	農作物計		181,800	20,497	22,630	12.5	
	春蚕繭		50.97 ^箱	16.92 ^箱	17.00 ^箱	33.4	
	初秋蚕繭		29.70	8.07	8.00	26.9	
	晩秋蚕繭		45.90	17.11	17.00	37.0	
蚕繭計		126.57	42.10	42.00	33.2		
園芸施設共済	ガラス室	I類	522 ^棟	— ^棟	— ^棟	0.0%	
		II類		202	240	46.0	
	プラスチックハウス	I類	12,279	—	—	0.0	
		II類		6,432	7,000	57.0	
		III類	3,244	120	150	4.6	
		IV類甲		720	880	27.1	
		IV類乙		355	450	13.9	
		V類	444	126	150	33.8	
		VI類	208	182	180	86.5	
	VII類	512	423	450	87.9		
計		17,209	8,560	9,500	55.2		
任意共済	建物	総合	171,218 ^棟	10,455 ^棟	11,030 ^棟	6.4%	
		火災		102,583	99,160	57.9	
	計		171,218	113,038	110,190	64.4	
	農機具	損害	55,837 ^台	12,107 ^台	12,500 ^台	22.4%	
		更新		34	21	0.0	
計		55,837	12,141	12,521	22.4		
保管中農産物補償共済			—	9 ^口	20 ^口	—	

イ 農業経営収入保険受託事業

経営形態		項目	区域内の概数 (A)	前年度引受実績	本年度引受計画 (B)	本年度引受率 (B)/(A) %	備考
収入保険	個人		7,680 ^{経営体}	1,407 ^{経営体}	2,800 ^{経営体}	36.5%	
	法人		320	155	300	93.8	
	計		8,000	1,562	3,100	38.8	

(2) 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

単位:千円

共済目的	項目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料	交付(納入) 保険料	手 持 共済掛金	備 考
		本年度予定	前年度実績		総 額	国庫負担金	農家負担金				
農作物共済	水稲	一筆	0a	210,977a	—	—	—	—	—	—	
		品質	400	309	3,147	4	2	2	0	2	4
		全相殺	7,700	5,454	51,620	113	56	57	1	55	112
		半相殺	280,500	221,340	1,212,826	995	497	498	12	485	983
		地域インデックス	1,459,000	1,150,380	12,219,855	24,073	12,036	12,037	14,175	△ 2,139	9,898
	計	1,747,600	1,588,460	13,487,448	25,185	12,591	12,594	14,188	△ 1,597	10,997	
	陸 稲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	麦	一筆	—	0	—	—	—	—	—	—	今年度引受より廃止
		災害収入	113,000	86,657	392,461	15,608	7,991	7,617	8,618	△ 627	6,990
		全相殺	7,000	6,280	32,801	651	326	325	17	309	634
		半相殺	32,000	42,864	103,005	1,656	828	828	39	789	1,617
		地域インデックス	141,000	158,805	364,698	13,027	6,618	6,409	8,366	△ 1,748	4,661
	計	293,000	294,606	892,965	30,942	15,763	15,179	17,040	△ 1,277	13,902	
	農作物共済合計	2,040,600	1,883,066	14,380,413	56,127	28,354	27,773	31,228	△ 2,874	24,899	
家畜共済	死亡廃用	搾乳牛	5,180頭	5,371頭	875,545	78,628	39,314	39,314	10	39,304	78,618
		繁殖用雌牛	860	884	266,804	4,464	2,232	2,232	1	2,231	4,463
		育成乳牛	2,950	3,065	432,546	6,390	3,195	3,195	4	3,191	6,386
		育成・肥育牛	8,080	8,147	3,824,085	14,104	7,052	7,052	8	7,044	14,096
		繁殖用雌馬	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		育成・肥育馬	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	疾病傷害	種 豚	220	227	14,694	1,291	516	775	0	516	1,291
		肉 豚	1,410	1,452	11,485	2,230	892	1,338	0	892	2,230
		乳用牛	6,240頭	6,438頭	119,295	79,912	39,956	39,956	1	39,955	79,911
		肉用牛	1,790	1,827	16,857	7,548	3,774	3,774	0	3,774	7,548
		一般馬	—	—	—	—	—	—	—	—	—
種 豚	210	212	245	11	4	7	0	4	11		
家畜共済合計	26,940	27,623	5,561,556	194,578	96,935	97,643	24	96,911	194,554		
果樹共済	なし	半相殺・短縮	6,400a	4,784a	367,152	13,177	6,588	6,589	5,205	1,383	7,972
		樹園地・短縮	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		小計	6,400	4,784	367,152	13,177	6,588	6,589	5,205	1,383	7,972
	ぶどう	半相殺・短縮	1,040	608	66,966	1,277	638	639	374	264	903
		半相殺・ひょう害	—	204	—	—	—	—	—	—	—
		樹園地・短縮	—	54	—	—	—	—	—	—	—
小計	1,040	866	66,966	1,277	638	639	374	264	903		
果樹共済合計	7,440	5,650	434,118	14,454	7,226	7,228	5,579	1,647	8,875		
畑作物共済	スイートコーン	730a	605a	11,325	314	173	141	156	17	158	
	大豆	一筆	—	5,212	—	—	—	—	—	—	今年度引受より廃止
		全相殺	20,900	13,840	29,245	3,239	1,781	1,458	1,380	401	1,859
		計	20,900	19,052	29,245	3,239	1,781	1,458	1,380	401	1,859
	茶	半相殺	1,000	840	6,571	334	183	151	172	11	162
		災害収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	1,000	840	6,571	334	183	151	172	11	162	
	農作物計	22,630	20,497	47,141	3,887	2,137	1,750	1,708	429	2,179	
	春蚕繭	17.00箱	16.92箱	1,167	7	3	4	3	0	4	
	初秋蚕繭	8.00	8.07	486	11	5	6	5	0	6	
	晩秋蚕繭	17.00	17.11	993	14	7	7	5	2	9	
	蚕繭計	42.00箱	42.10箱	2,646	32	15	17	13	2	19	
畑作物共済合計			49,787	3,919	2,152	1,767	1,721	431	2,198		

単位:千円

共済目的	項目	引受		共済金額	共済掛金			保険料	交付(納入)保険料	手持共済掛金	備考	
		本年度予定	前年度実績		総額	国庫負担金	農家負担金					
園芸施設共済	ガ	I 類	—	—	—	—	—	—	—	—		
	ラ	II 類	240	202	2,049,000	5,400	2,324	3,076	2,314	10	3,086	
	ス	小計	240	202	2,049,000	5,400	2,324	3,076	2,314	10	3,086	
	園芸施設共済	ブ	I 類	—	—	—	—	—	—	—	—	
		ラ	II 類	7,000	6,432	3,842,500	75,997	33,995	42,002	52,005	△ 18,010	23,992
		ス	III 類	150	120	539,450	11,326	5,081	6,245	10,354	△ 5,273	972
		チ	IV類甲	880	720	7,202,000	55,166	25,084	30,082	44,318	△ 19,234	10,848
		ツ	IV類乙	450	355	3,816,000	31,989	14,476	17,513	22,559	△ 8,083	9,430
		ク	V 類	150	126	917,000	4,134	1,729	2,405	1,746	△ 17	2,388
		ク	VI 類	180	182	54,050	1,812	807	1,005	974	△ 167	838
		ク	VII 類	450	423	290,700	4,504	2,077	2,427	2,575	△ 498	1,929
		ク	小計	9,260	8,358	16,661,700	184,928	83,249	101,679	134,531	△ 51,282	50,397
		ク	園芸施設共済合計	9,500	8,560	18,710,700	190,328	85,573	104,755	136,845	△ 51,272	53,483
制度共済合計				39,136,574	459,406	220,240	239,166	175,397	44,843	284,009		

イ 任意共済事業の規模

単位:千円

共済目的	項目	引受		共済金額	共済掛金、賦課金			保険料	保険手数料	手持共済掛金	備考
		本年度予定	前年度実績		総額	共済掛金	事務費賦課金				
建物	総合	11,030棟	10,455棟	76,245,870	222,925	134,409	88,516	98,620	35,659	71,448	
	火災	99,160	102,583	1,200,943,580	933,769	513,614	420,155	280,130	113,452	346,936	
	小計	110,190	113,038	1,277,189,450	1,156,694	648,023	508,671	378,750	149,111	418,384	
農機具	損害	12,500台	12,107台	25,480,780	148,185	105,415	42,770	—	—	105,415	
	更新	21	34	47,350	6,003	5,815	188	—	—	5,815	
	小計	12,521	12,141	25,528,130	154,188	111,230	42,958	0	0	111,230	
保管中農産物補償共済		20口	9口	20,000	50	35	15	37	—	—	
任意共済合計				1,302,737,580	1,310,932	759,288	551,644	378,787	149,111	529,614	
建物共済 保険割合:30%、ただし地震等50%											
合計				1,341,874,154	1,770,338					813,623	

(3) 引受計画と実施方策

農業政策及び農業支援策等についての関係機関等からの情報に留意し、農家の作付け動向等を把握しつつ、「令和4年度事業計画書」に計画した農業保険法の目的を達成するため、各共済事業及び農業経営収入保険事業について、次の重点項目を推進する。また、高齢者について状況に応じて親族等の同席を求めた加入推進を図るなど、推進にあたっては丁寧な説明を行う。

ア 農作物共済

(ア) 引受計画

- a 水稲 地域農業再生協議会等と連携を図り、作付け実態の適正把握及び適正引受に努め、無保険者を出さないよう加入推進を図る。

※令和4年度目標引受率 58.3% (収入保険移行者を含め80.2%)

- b 麦 地域農業再生協議会等と連携を図り、作付け実態の適正把握及び適正引受に努め、無保険者を出さないよう加入推進を図る。

※令和4年度目標引受率 48.4% (収入保険移行者を含め86.0%)

(イ) 実施方策

- a 関係機関等との連携

県に対しては、農業者が集まる場や農業者に接するあらゆる機会を通じて、青色申告者については収入保険、白色申告者については、水稲共済及び麦共済への加入協力要請を行う。

市町村に対しては、認定農業者の農業経営改善計画の認定や認定新規就農者の青年等就農計画の認定の際に農業保険制度の周知と加入への協力要請を行う。

また、地域農業再生協議会・JA等の関係組織と連携を図り、経営所得安定対策申請者の耕作情報を正確に把握し、引き続き顧客リストの整備を行い適正な引受に努める。

- b 顧客リストによる加入推進

顧客リストを基に青色申告者については収入保険を推奨し、白色申告者については、地域・農家の実情に合わせた引受方式を提案し、加入申込書の全戸配布回収に努め未加入者、未提出者に対して戸別訪問等を行い無保険者がいないよう加入推進を図る。

- c 組合員への制度内容等の周知

令和4年度より、米の全量について乾燥調製を委託している農業者にあつては、乾燥調製受託者のデータにより収穫量を把握し、乾燥調製を委託していない農業者にあつては、白色申告用に記載した帳簿で収穫量を把握しそれぞれ全相殺方式に加入ができることをホームページ・広報紙・チラシ等で周知する。

また、経営所得安定対策申請者に対して、十分な補償が得られるよう提案し推進を図る。

- d 組合員との接点強化

温湯消毒機による水稲種子消毒で、農家・地域との接点強化を図り、引受向上に努める。

イ 家畜共済

(ア) 引受計画

- a 関係団体との連携による引受の適正化

県関係機関ならびに畜産関係団体等と連携を図り、飼養情報の共有化を図る。

- b 顧客リスト整備及び加入推進

全戸意思確認調査を実施するとともに飼養者、飼養頭数を把握して顧客リストを整備し有資格農家への積極的な加入推進を図る。

令和4年度目標引受率 (引受/飼養)	乳用牛 肉用牛 豚	頭数引受率 頭数引受率 頭数引受率	死廃で99.1% 死廃で46.1% 死廃で 2.2%	病傷で78.0% 病傷で 9.2% 病傷で 3.1%
-----------------------	-----------------	-------------------------	----------------------------------	----------------------------------

(イ) 実施方策

a 制度の説明とトレーサビリティ情報の活用

組合員に対して重要事項説明書、パンフレット等を通じて、家畜共済制度の周知を図る。

基本的に牛個体識別全国データベースの情報をもとに制度を運用することとし、組合員に異動、出生等の速やかな報告の徹底を依頼する。豚については異動通知の励行を依頼する。

b 加入者と未加入者への加入推進

F1(交雑種)を生産する酪農家については、死亡廃用共済で搾乳牛、育成乳牛のほか育成・肥育牛の加入を勧める。また疾病傷害共済では乳用牛のほか肉用牛の同時加入を提案する。

未加入の肥育農家並びに養豚農家については、事故除外方式の加入を勧め、近年多発する自然災害への備えとしてもらう。

c 家畜診療所運営と整備強化

獣医職員間での情報共有に努め、効率的な診療体制の確保を図る。また、畜産農家に対する適正な獣医師職員数、及び配置等の検討を行う。

家畜診療所で開始した受精卵の採卵・凍結事業の利用促進を図り、肉用牛、特に繁殖を手掛けている農家の加入推進を図る。

ウ 果樹共済

(ア) 引受計画

a 顧客リストを基に戸別訪問を行い、農家の実態に合わせた加入推進を行う。

令和4年度目標引受率 なし 18.9% (収入保険移行者を含め29.2%)

令和4年度目標引受率 ぶどう 6.5% (収入保険移行者を含め17.7%)

(イ) 実施方策

a 関係機関等との連携

県・市町村・出荷組合・JA等に対して、果樹生産者が集まる場や果樹生産者に接するあらゆる機会を通じて、青色申告者については収入保険、白色申告者については、果樹共済加入への加入協力要請を行う。

b 顧客リストによる加入推進

顧客リストを基に青色申告者には収入保険を推奨し、白色申告者には果樹共済を推進し、加入申込書の全戸配布回収に努め未加入者、未提出者に対して戸別訪問等を行い無保険者がないように加入推進を図る。

c 引受推進会議の開催

共済支部長等を対象とした推進会議を引き続き開催し、積極的に引受拡大を図る。特に未加入者には、農家の実情に合わせた引受方式を提案し加入推進を図る。

d 組合員への制度内容の周知

令和5年度より、白色申告用に記帳した帳簿で、収穫量を把握する全相殺方式に加入できることから、ホームページ・広報紙・チラシ等で周知する。

エ 畑作物共済

(ア) 引受計画

a 大豆

地域農業再生協議会、JA等と連携を図り経営所得安定対策申請農業者の引受推進を行う。

令和4年度目標引受率 33.8% (収入保険移行者を含め75.4%)

- b 茶
顧客リストを基に戸別訪問を行い、共済制度の内容を十分説明し引受推進を行う。

令和4年度目標引受率 1.7% (収入保険移行者を含め24.5%)

- c スイートコーン
出荷組合等の会議に参加し、共済制度の内容を十分説明し、推進を行う。また、顧客リストを基に戸別訪問を行い引受拡大に努める。

令和4年度目標引受率 1.2% (収入保険移行者を含め20.4%)

- d 蚕繭
未加入農家に対し、戸別訪問を行い、引受拡大に努める。

令和4年度目標引受率 (箱数) 33.2% (収入保険移行者を含め37.5%)

(イ) 実施方策

- a 関係機関等との連携

県・市町村・地域農業再生協議会・J A等に対して、農業者が集まる場や農業者に接するあらゆる機会をとらえて、青色申告者については、収入保険を推奨し、白色申告者については、畑作物共済への加入協力要請を行う。

また、大豆共済にあつては、県・市町村・地域農業再生協議会・J A等と連携を図り、引き続き顧客リストの整備を行うと共に経営所得安定対策に申請する者の栽培状況を把握し、加入推進を図る。

また、J A出荷計画等(播種前計画)を基に完全引受に努める。

- b 顧客リストによる引受推進

顧客リストを基に青色申告者には収入保険の推進を行い、白色申告者等には引き続き農業共済制度を推進し、加入申込書の全戸配布回収に努め未加入者、未提出者に対して戸別訪問等を行い無保険者がないように引受推進を行う。

- c 組合員への制度内容等の周知

大豆共済については、令和4年度より白色申告用に記帳した帳簿で収穫量を把握する全相殺方式に加入することができることから、ホームページ・広報紙・チラシ等で周知する。

また、経営所得安定対策申請者に対して、十分な補償が得られるよう提案し推進を図る。

オ 園芸施設共済

(ア) 引受計画

- a 中期的な目標の加入率80%を見据え、令和4年度は戸数の加入率で70%を計画する。特に未加入農家の引受推進に力を入れる。

令和4年度目標戸数加入率 70.0%

令和5年度目標戸数加入率 80.0%

(イ) 実施方策

- a 「災害に強い施設園芸づくり月間」の取り組みと関係機関等との連携

「災害に強い施設園芸づくり月間」(6月、11月)の年2回パンフレットを作成し、県・市町村・J A等の関係機関に配布し加入者への災害防止のための情報提供や注意喚起を依頼する。

また、園芸施設共済PR協力販売店と関係機関からの新規就農者等の情報を得て、加入推進を行う。

- b 顧客リスト整備と引受拡大

県・市町村・出荷組合・J A・共済支部長等からの新規就農者等情報提供を受け顧客リストの整備に努め、引受推進地域を選定する等計画的に引受拡大を図る他、施設内農作物加入者のうち青色申告者に対しては、収入保険を推奨する。

- c 集団加入の協定締結の取組と制度改正内容の周知
集団加入の協定締結により、掛金及び賦課金が割引されることから、施設園芸の生産組織に対し積極的に協定締結を働きかけると共に、協定を締結した生産組織については、組織内の未加入者に対し加入推進を行う。
また、制度改正により付保割合の引き上げ、復旧費用の引き上げ、小損害不てん補の見直しにより農家の選択肢がさらに増え制度がより充実すること、さらに本体価額等の見直し等により共済金額が大幅に増えることから、農家のニーズに合った見積もりを提示し、パンフレット等により分かりやすく丁寧な説明を行い、既加入者の定着を図ると共に未加入者や脱退者の加入推進を行う。
- d 引受評価の適正化
制度改正等より補償内容や補償金額が大きく変わることから、丁寧な評価を行う。
また、農家が不利益を被らないよう、適正な引受評価を行うと共に事務処理は複数でのチェックを行い引受事務の適正化に努める。
- e 危険段階別共済掛金率の周知
危険段階別共済掛金率が導入され、被害がなければ掛金が下がることの周知と継続加入者の定着を図り、未加入者や脱退者については、周知と併せて加入推進を行う。
- f 年間推進計画の策定
顧客リストを基に地域ごと、作物ごとなど、重点を置いた年間推進計画を策定し、毎月の訪問の目標と試算・引受の目標を設定した取り組みを行う。
毎月の推進状況を把握・分析したうえで、計画・推進方法を修正する等の柔軟な対応をする。

カ 建物・農機具共済

(ア) 引受計画

- a 建物共済 近年の自然災害の増加を鑑み、総合共済の引受推進を図る。
令和4年度総合共済目標 前年対比 105%
- b 農機具共済 最近の盗難被害の増加を鑑み、補償金額満額の引受推進を図る。
令和4年度損害共済目標 前年対比 103%

(イ) 実施方策（建物共済）

- a 引受の適正化
加入資格基準の拡充による新たな有資格者への推進を図ると共に、加入資格審査の取組及び審査態勢を強化し、適正な引受審査を実施する。
- b 加入推進態勢の強化
加入者に対し建物共済の仕組や各種特約を丁寧に説明し、加入者の意向や契約内容について契約内容の確認を徹底する。
- c 総合共済の積極的な推進
雪害、台風による風水害などの自然災害が多発し、自然災害や地震に対応した保険のニーズが高まっており、総合共済の加入拡大や増額の推進を行う。
- d 臨時費用担保特約及び自動継続特約の推進
事故の際の臨時の出費に備えた臨時費用特約を推進する。また、自動継続特約を推進し加入者の手続きを簡略化するとともに、事務の軽減を図る。

(ウ) 実施方策（農機具共済）

- a 引受拡大
農機具共済PR協力販売店をはじめとする農機具販売店等からの情報及び事業推進の際に得られる情報をもとに、農機具損害共済の引受拡大を図る。
- b 盗難防止対策等
トラクター等の盗難に対し、JA、県及び県警察と連携し啓蒙活動を行うとと

もに組合員へ情報提供（チラシの配布）を行い、損害の未然防止に努める。また、盗難に備えた補償金額満額の推進を図る。

c 農機具展示会への参加

J Aが開催する農業機械大展示会に参加し、農家に対し農機具損害共済のPR、加入推進を行う。

d 自動継続特約の推進

自動継続特約を推進し加入者の手続きを簡略化するとともに、事務の軽減を図る。

キ 保管中農産物補償共済

(ア) 引受の推進

近年、台風及び集中豪雨による自然災害や農産物の盗難が多発し、保管中の農産物が浸水等の被害を受けるケースが見受けられる。洪水・浸水が想定される地域の水稲共済加入者を中心に、加入推進を行う。

(イ) 組合員への制度内容の周知

多くの農業者に制度内容をホームページ・広報紙・チラシ等で周知する。

ク 農業経営収入保険事業

(ア) 埼玉県収入保険推進協議会との一体的な推進活動

農業経営収入保険制度（以下「収入保険」という。）を農業共済対象品目以外の野菜等を生産する農業者など、多様な農業者に広く普及させるとともに、より多くの農業者に収入保険を活用していただくため、県及び埼玉県農業会議並びにJ A埼玉県中央会など、関係機関及び関係団体とともに、「埼玉県収入保険推進協議会」との一体的な加入促進の取組み（説明会の開催・広報活動等）を行う。

また、関係機関及び関係団体と連携し、白色申告者に対し青色申告のメリット・切り替え手続き・収入保険の説明の講習会等を開催し青色申告の実施について働きかけを行い、収入保険への加入を目的として青色申告への切り替え手続き・記帳方法・青色申告の書類作成等の一連を個別相談会等により支援する。

(イ) 推進計画の策定

収入保険制度を勧める上では、農業共済制度も運営している関係から、「青色申告者は収入保険」へ、「白色申告者は農業共済」を推し進める取組みが必要であるため、具体性をもった詳細な「収入保険推進スケジュール」を策定し、早期から声掛け、その後の複数回訪問により加入へと繋げ、令和4年度中に最終年目標である3,100経営体の達成を目指す。

(ウ) 青色申告相談会及び補填金見積額算定説明会の実施

収入保険制度を普及させることはもとより、母集団を拓げることも重要課題であるため、白色申告者から青色申告者へ転換させる機会の場として、「顧問税理士による青色申告相談会」を実施する。

また、加入者においては、確定申告前に補填金見積額を算入した後に、確定申告を行わなければならない事から、加入者がスムーズな確定申告を行えるよう、補填金見積額算定説明会等によるサポート体制を確立する。

(エ) 生産部会等に対する集団加入の促進活動

リスクに強い産地を形成するため、関係機関及び関係団体に協力を得ながら、農業者の結束が強い地域の生産部会等（野菜・果樹・花き等の集団出荷をしている生産部会、その他農業者が構成員となっている集団）の役員等に対して、組合員の営農継続のためには、収入保険が有効な手段であること等の理解を得ながら、会員が集まる機会の場を活用して説明を行い、集団（部会単位）での加入を推進するとともに、生産部会等内の白色申告者に対しては、青色申告の実施についての働きかけを併せて行っていく。

(4) 損害評価の適正化の方策

ア 農作物共済

(ア) 早期被害申告の周知

被害が発生した場合には、必ず収穫前に被害申告を行うよう周知に努める。登熟不良等被害については、対策会議を開催して関係機関からの情報提供を受け、登熟不良等被害が心配される場合は、全筆被害申告するよう注意喚起を行う。

(イ) 適期・適正損害評価の実施

J A、各関係機関と連携を図り、作柄状況、刈取り適期の把握に努めると共に標準地を設定し、損害評価前に評価眼を統一する。

また、損害評価員講習会を開催し評価技術の向上を目指すと共に分割評価の重要性について説明し、適正評価に努める。

(ウ) 巡回調査の実施

関係機関の協力を得て作柄巡回調査を実施し、被害状況の早期把握と共有化を図る。

(エ) 制度・仕組みの説明

引受方式・補償割合により、同じような被害程度でも支払共済金に差が生じる事があるため、制度・仕組みについて加入者に十分な説明を行う。

(オ) 登熟不良等被害の把握

異常気象等による登熟不良等被害に対しては、関係機関と連携体制を密にし、登熟不良等被害に関する情報交換及び実態把握、農業者に対する情報提供等について引き続き協力依頼を行う。

登熟不良等被害収穫前判定システム等で登熟不良等被害が懸念される場合は、関係機関等に登熟不良等被害の発生に関する見解を聞き、農業者等に早期に幅広な周知を行う。

イ 家畜共済

(ア) 死廃事故の現地確認

関係法令及び廃用認定基準等の定めるところにより、厳正な現地確認の励行（廃用確認体制の確保）及び適正評価に努める。

(イ) 病傷事故の適正な取扱い及び指導

集合審査の診断書の審査において削減があった場合は、開業獣医師または加入者に対し、削減理由を示し、改善を求める。

病傷事故実態調査を的確に実施し、病傷事故共済金の適正な給付を図る。

(ウ) 共済金支払事務の適正化

共済金支払事務の適正化を図るため、開業獣医師及び家畜共済担当者に対し、関係書類の迅速かつ適正な事務処理を行うよう指導する。

(エ) 指定獣医師に対する請求事務の適正化に向けた指導

指定獣医師に対し、免責基準の周知徹底を図るとともに所定の病傷診断書等の書類提出の期日厳守を指導する。

ウ 果樹共済

(ア) 早期被害申告の周知

被害が発生した場合には、必ず収穫前に被害申告を行うよう周知に努める。

また、「なしのミツ症状」が気象上の要因により、広範囲で発生が見込まれる場合は、関係機関等と連携し早期に情報を収集し、組合員への注意喚起を行う。

(イ) 適期・適正損害評価の実施

J A、各関係機関と連携を図り、組合員から迅速な被害申告がなされるよう促すと共に標準地を設定し、損害評価前に評価眼を統一する。

また、損害評価に当たっては、作柄等の状況把握に努め悉皆調査の適正実施を図

るため損害評価員等講習会を開催し評価技術の向上を目指すと共に分割評価の重要性について説明し、適正評価に努める。

(ウ) 巡回調査の実施

関係機関の協力を得て作柄巡回調査を実施し、被害状況の早期把握と共有化を図る。

エ 畑作物共済

(ア) 早期被害申告の周知

被害が発生した場合には、必ず収穫前に被害申告を行うよう周知に努める。

(イ) 適期・適正損害評価の実施

J A、各関係機関と連携を図り、作柄状況、刈取り適期等の把握に努めると共に標準地を設定し、損害評価前に評価眼を統一する。

また、損害評価員講習会を開催し評価技術の向上を目指すと共に分割評価の重要性についても説明し、適正評価に努める。

(ウ) 巡回調査の実施

関係機関の協力を得て作柄巡回調査を実施し、被害状況の早期把握と共有化を図る。

(エ) 出荷量調査による損害評価の検証

出荷団体等と連携を図り、出荷状況を把握し評価収量の確認を行う。

オ 園芸施設共済

(ア) 組合員からの適正な被害申告と損害評価の適正実施

県関係機関等の協力を得て被害状況の早期把握に努め、組合員から迅速な被害申告がなされるよう促す。損害評価実施に当たって現地講習会を開催し適正評価の知識の向上に努める。

(イ) 施設内農作物の分割評価の適正励行

県試験研究機関の指導協力を得て、施設内農作物の病虫害防除講習会を引き続き開催し、評価技術(的確な病虫害の見極め等)の向上に努め、分割評価の適正実施を図る。

(ウ) 被害状況等の把握

大規模災害発生時には、巡回調査等を行い被害状況の早期把握に努めると共に組合員への聞き取りを行い、申告もれが発生しないよう連絡を行い、適正評価を図る。

カ 建物・農機具共済・保管中農産物補償共済

(ア) 事故発生通知の迅速化

加入者からの事故発生通知の迅速化を徹底する。

(イ) 共済金の早期支払

加入者に必要書類の早期提出を促すとともに、適正かつ速やかな現地評価、事務処理を行い、約款で定める期日内に共済金の支払を行う。

(ウ) 大規模災害に備えた損害評価研修の実施

建物共済においては、地震等の大規模自然災害に備えて、職員の損害評価技術の向上と損害評価態勢の強化を図るため、損害評価研修を実施する。

(5) 損害防止事業の実施方策

ア 農作物共済

(ア) 損害防止経費の一部助成

損害防止活動の一環として防除薬剤費及び鳥獣害対策費の一部助成を行い、病虫害・鳥獣害の被害軽減に努める。

- (イ) 病虫害発生情報の提供
県関係機関等からの病虫害予察情報等を基に、ホームページにて情報を掲載するほか、農家訪問時等に病虫害発生予察情報を提供する。
- (ウ) 防除機具の貸出し
高圧動墳等の防除機具の貸出しを行い、病虫害の軽減に努める。
- (エ) 水稲種子温湯消毒の実施支援
水稲種子消毒について、農業共済組合の支所事務所及びJAの協力を得てJA施設において温湯消毒を実施する。

イ 家畜共済

- (ア) 一般損害防止事業の効果的な実施
共済事故の低減、未然防止を目的とした薬剤等の配布を行う。乳牛の加入者を対象に消炎剤、搾乳手袋、殺虫剤を、肉牛の加入者を対象に生菌製剤を配布する。また、子牛選択の加入者には生菌製剤を配布し、豚の加入者には除菌剤を配布する。
なお、薬剤等の配布に際しては、獣医師職員が農家に出向き、使用方法等の指導を行う。

ウ 果樹共済

- (ア) 損害防止経費の一部助成
損害防止活動の一環として、防除薬剤費等及び鳥獣害対策費の一部助成を行い、病虫害・鳥獣害の被害軽減に努める。
- (イ) 病虫害発生情報の提供
県関係機関等からの病虫害予察情報等を基に、ホームページにて情報を掲載するほか、農家訪問時等に病虫害発生予察情報を提供する。
- (ウ) 防除器具の貸し出し
チップー等の貸し出しを行い、病虫害の軽減に努める。

エ 畑作物共済

- (ア) 損害防止経費の一部助成
損害防止活動の一環として、防除薬剤費及び鳥獣害対策費の一部助成を行い、病虫害・鳥獣害の被害軽減に努める。
- (イ) 病虫害発生情報等の提供
県関係機関等からの病虫害予察情報等を基に、ホームページにて情報を掲載するほか、農家訪問時等に病虫害発生予察情報を提供する。
- (ウ) 防除機具の貸出し
高圧動墳等の防除機具の貸出しを行い、病虫害の軽減に努める。

オ 園芸施設共済

- (ア) 「災害に強い施設園芸づくり月間」の実施
毎年6月の台風前と11月の降雪前に「災害に強い施設園芸づくり月間」を設け、パンフレットを作成し、関係機関等の協力のもと組合員へ災害対策の周知や注意喚起を行い損害の未然防止に努める。
- (イ) 病虫害発生情報の提供
県関係機関等からの病虫害予察情報等を基に、ホームページにて情報を掲載するほか、農家訪問時等に病虫害発生予察情報を提供する。

(6) 執行体制等の整備

- ア 理事会及び監事会の開催計画定例会議への参画等
理事会を必要に応じて随時開催し、定款及び理事会運営規則に基づいて、業務執行、

会計の状況及び執行上の重要な事項について審議し、運営に当たる。

監事会監査は、定款及び監事監査規則に基づき、年2回定例監査（5月決算監査・11月中間監査）に本所、統括支所、支所及び家畜診療所ごとに行い、監査の計画的・効率的な執行に努める。

特定組合として適正かつ円滑な業務運営を遂行するため、また、役職員の意思疎通を図るため、組合長と幹部職員による定例会議へ、年2回程度（上半期・下半期）副組合長・代表監事も参画する。

イ 家畜診療所の健全運営について

家畜診療所の収支改善を図るため、家畜診療所運営委員会を開催する。

ウ 業務改善及び人事配置計画等について

特定組合発足により今まで以上に業務運営の合理化、事務の効率化が必要であり、本・支所間の緊密な連携を強化し、円滑な業務運営を行うため、毎月支所長等会議を開催し、意識・情報の共有化と内部統制に努める。

さらに、「収入保険」という一事業増加した中を限られた職員数で運営するためには業務改善は不可欠であり、計画的に取り組むものとする。

本・支所間の人事配置については、事業規模点数や一人当たりが受持つ支部長数・支部数など複数要素を基礎として人事配置を行う。

また、業務収支を考慮し職員数の抑制に努め、再雇用制度を活用するなどして仕事の質を落とさず、一方、職場内活性化のため定期異動と新規職員の採用も検討する。

エ 共済支部長、損害評価員等基礎組織の維持・整備

共済事業の一層の引受拡大、適正な損害評価体制の充実を図るため、共済支部長講習会、損害評価員講習会等を開催し、共済支部長、損害評価員等の業務運営、事業推進に対する協力を要請する。

また、組合員等に対しNOSAI情報を的確に伝達するため、広報紙等を積極的に活用する。

(ア)「組合広報紙」を5月、7月、10月、1月の年4回発行し、組合員へのタイムリーな情報提供に努める。

(イ) NOSAI埼玉ホームページの適正な管理と運営を行い、迅速な情報提供に努める。
また、情報の見やすさに重点を置きホームページの改修に努める。

オ 農業共済ネットワーク化情報システム等の適切な運用

(ア) 新システムのサーバー容量を考慮し、データの整理を行い導入した新システムの適切な運用に努める。Officeのサポート期限を考慮しソフトのアップグレードを実施する。

(イ) 情報セキュリティの重要性に鑑み、認識を深めるための研修会等を開催し、NOSAI団体における情報資産の適切な管理運用を図る。特に、保有する個人情報の管理に当たっては個人情報管理台帳による管理を規定、実践し、適切な保護への対応に努める。

(ウ) 組合本支所間での迅速な情報共有化等に資するため、グループウェアの適正運用及び活用に努める。

(エ) 遠隔会議システム環境の充実を図り、意思決定の迅速化、移動にかかる時間的及び交通費のコストの削減をする。

(オ) 業務管理システムを導入し、事務の簡素化及び効率化を図る。

カ 内部牽制機能の充実

特定組合のコンプライアンス体制維持及び内部統制を図るため、監査室による内部

監査を年2回本支所及び家畜診療所ごとに実施する。監査は、内部監査実施要領に規定するチェックリストに基づき行い、監査結果及び改善状況については監事に報告し、内部監査の実効性を期するとともに、牽制機能の強化を図る。

キ リスク管理体制の整備

リスク管理基本方針に基づき統一的なリスク管理を行い、四半期ごとに状況を把握・分析して、理事会に報告等行い、適正な業務運営に努める。

ク 予算統制の方策

適正かつ効率的な事業運営を実施するために、収支予算計画に基づき経費節減に努め、業務予算の適切な執行を行う。

余裕金の運用に当たっては、四半期毎に余裕金運用管理委員会を開催し、運用状況、市場リスク等の報告を行い、また委員会の意見に基づき、安全で効率的な運用を図る。さらに、四半期毎に理事会へ報告を行う。

ケ 職員の研修等

職員の資質向上を図るため、農林水産省、NOSA I 全国連及びNOSA I 協会主催の研修会に積極的に参加し、法令遵守の再点検及び周知徹底を促し、役職員の資質向上とコンプライアンス態勢の強化を図る。

また、収入保険制度実施に伴い、必要な知識の習得を図るための収入保険に関する研修会や農業簿記検定を開催することにより農業簿記の資格取得者を増加させ、円滑な収入保険事業の運営及び農家の相談役となる職員の養成を図る。

さらに、収入保険制度及び農業共済制度の改正内容等について事業別研修会により周知徹底を図る。

別表

令和4年度研修事業計画

研修等の名称		目的	対象者	予定人数
役員研修	理事研修会	理事及び監事の責務、組合運営を適正に行う意識の高揚を図る。	理事	21人
	監事研修会	監事の責務を適正に行う意識の高揚を図る。	監事	3人
	NOSAI理事会 研修会 (派遣)	組織の最高責任者としての責務を自覚するとともに、組織内でのコンプライアンスの徹底、不祥事の未然防止、適正な団体運営に必要な管理能力の涵養を図る	理事	1人
職員研修	アクセス研修 (基礎編)	通常業務で使用されているデータベースソフトについての基礎的な知識習得により、業務能力及び業務効率の向上を図る。	職員	20人
	収入保険研修会 兼税務研修会	収入保険制度の実施に伴い、農業簿記及び青色申告、確定申告を始め、必要な知識の習得を図る。	全職員	190人
	情報セキュリティ 研修会	セキュリティについて学ぶことで、職員一人ひとりのセキュリティ意識が向上し、人為的ミスによる情報漏えいを防ぐことを図る。	職員	90人
	階層別研修会 (主査、主任、主事)	農業保険の加入推進に必要な営業力や提案力を養い、加入実績の向上を図る。	対象職員 (主査以下)	90人
	農業技術研修	農業の一般的な知識や最新の栽培技術・防除技術の知識を身につけ、日々の事務処理や加入推進に活かすことで各事業の活性化を図る。 5月：埼玉県の農業振興 6月：田植え（田んぼアート） 8月：麦・大豆栽培（座学） 10月：稲刈り実習	職員 (3年以内の職員を優先受講)	延べ 60名
	新規採用職員 研修会	社会人としての基本的なマナーや姿勢を学び自立に向けた導入を行うとともに農業共済職員としての基本的な事項及び共済事業の基礎知識の習得を図る。	新規採用職員	3人
	広報技術研修会	NOSAI全国広報担当者を講師に迎え、農業共済新聞「関東版」、組合広報紙の紙面向上を目的として、組合広報担当者の技術レベルアップを図る	広報担当職員	20人

研修等の名称		目的	対象者	予定人数
職員研修	農業簿記検定取得	収入保険の加入推進に役立てられる農業簿記についての知識の習得を図る。	職員	17人
	セールストーク研修	収入保険などの組合が取り扱う事業を推進するにあたり、加入してもらう為の会話テクニックの知識の習得。	職員	90人
	コンプライアンス研修	コンプライアンス規程第4条第3項に基づき、役職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図る。	職員	40人
	事業別研修会 (総務・企画情報・収入保険・収穫共済・資産共済)	事業別の関係農業共済定款・規程・諸規則等の研修及び各共済事業の適正引受についての知識の習得 今年は枠を増やして別にする	事業等担当職員	延べ 370人
派遣研修 (全国農業共済協会等主催)	幹部職員研修	上級管理職としての自らの役割を理解し、事業戦略、組織運営の基礎を学び、組合等の視点からの戦略立案や組織設計、組織変革の実践方法を習得する。また不祥事の未然防止のために、コンプライアンスの徹底を図る。	上級管理職 (組合等参事、連合会・特定組合の支所長等及びそれに準ずる者)	1人
	管理職研修	管理職としての役割、組織運営に必要な知識とマインド、組織マネジメントにおいて必要なスキル、リーダーシップ、人材マネジメントのエッセンスを学ぶ。	初級管理職 (課長クラス)	2人
	管理職養成会	次期幹部候補として、職場リーダーの役割を理解し、マネジメントの基礎、普及推進に関する部下指導等を学ぶ。	中間指導職 (課長補佐・係長クラス)	2人
	中間指導職養成研修会	中間指導職養成を目的とし、農業情勢やNOSAI制度、保険理論等の基礎知識の習得を図る	一般職 (共済歴 3年～5年程度)	1人
	普及推進研修会	(基礎) 普及推進、クレーム対応の基礎知識や基礎技法を学び説明力を高める。	初級：一般職 (共済歴 5年～10年程度)	1人
		(実践) 普及推進、クレーム対応等について応用知識や応用技法を習得するとともに、プレゼンテーションを学ぶ。	中間指導職 (係長・主任クラス) 又は一般職 (共済歴10年～15年程度)	2人

研修等の名称		目 的	対象者	予定人数
派遣研修 (全国農業共済協会等主催)	システム運用 管理者研修会	(情報セキュリティ対策実践コース) 情報セキュリティ管理責任者、実務担当者	シ ス テ ム 担 当 職 員	1人
	広報技術研修会	組合等広報紙の編集・製作に必要な技術を研修し、広報紙の内容充実、発行促進に資する	広 報 担 当 職 員	2人
	収入保険全国 担当者会議	収入保険制度の実施主体であるNOSAI全国連の会議に参加し、実務につながる専門的知識を習得し、組合職員に伝達する。	収 入 保 険 担 当 職 員	6人
	建物共済損害評 価技術研修会	建物共済に係る組合等損害評価者(評価員)の損害評価技術指導者の養成に資するため、建物の施工・材料並びに建物部分別評価・工職別積算評価・自然災害の損害評価等の技術等に係る知識の涵養を図る。	建 物 共 済 担 当 職 員	1人
	建 物 共 済 専 門 講 習 会	建物共済の制度の仕組みと実務に関する理論的知識等の習得を図る。	建 物 共 済 担 当 職 員	1人
	農機具共済専門 講習会(機械実習 Ⅱ)	主要な農業機械の構造・機能と日常的なメンテナンス内容について学び、一般的な環境で使用されている農業機械の実態について理解することを目標にする。	農 機 具 共 済 担 当 職 員	1人
	システム運用管理 者養成研修会	(NOSAIシステム運用指導者コース) システム運用指導者	シ ス テ ム 運 用 指 導 職 員	1人
(派遣研修 農林水産省主催)	保 険 外 交 員 養 成 研 修 会	農業保険の推進に必要な知識や技術の習得を図る。	組 合 職 員	2人
	法 令 等 研 修 会	保険理論等の研修を専門に行うことにより、NOSAI職員としての知識や、法令等を遵守する意識をより高めることを目的とする	職 員	1人
	経 理 研 修 会	農業共済団体の経理の実務担当者を対象に、経理の仕組みや専門的知識の習得を図る	経 理 担 当 職 員	2人

研修等の名称		目 的	対象者	予定人数
	収入保険制度 研究会	組合及び連合会における収入保険事業の実務を担当する職員を対象に、当該事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、収入保険制度の健全な発展に資することを目的とする。	収入保険 職員	2人
（派遣研修 農林水産省主催）	農作物共済 研究会	組合及び連合会における農作物共済事業の実務を担当する職員を対象に、当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な発展に資することを目的とする	農作物共済 職員	2人
	畑作物共済 研究会	組合及び連合会における畑作物共済事業の実務を担当する職員を対象に、当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な発展に資することを目的とする	畑作物共済 職員	2人
	果樹共済 研究会	組合及び連合会における果樹共済事業の実務を担当する職員を対象に、当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な発展に資することを目的とする	果樹共済 職員	2人
	園芸施設共済 研究会	当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な運営に資することを目的とする	園芸施設共済 職員	2人
	家畜共済 研究会	当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な運営に資することを目的とする	家畜共済 職員	2人